

「登録検査機関の登録及び検査事務規程の認可時の検査要領」の一部改正について

改正案	現行
<p>令和4年12月2日制定（国空無機第 237269 号） 令和6年5月24日一部改正（国空無機第 16425 号）</p> <p style="text-align: right;">無人航空機安全課長</p> <p style="text-align: center;">登録検査機関の登録等及び検査事務規程の認可時の検査要領</p>	<p>令和4年12月2日制定（国空無機第 237269 号）</p> <p style="text-align: right;">無人航空機安全課長</p> <p style="text-align: center;">登録検査機関の登録等及び検査事務規程の認可時の検査要領</p>
<p>1. ～14. (略)</p>	<p>1. ～14. (略)</p>
<p>15. 検査に要する期間に関する事項</p> <p>登録検査機関における検査事務の履行に係る期間の設定は、登録検査機関の適正な運営を確保するためのものであり、また申請者にとっては、検査事務が完了するまでに要する期間を推測できるものである。</p> <p>なお、検査に所要する期間は国から<u>検査</u>の依頼が到達した日から当該検査事務を処理するまでに要する標準的な期間であり、<u>特に型式認証については、サーキュラー No. 8-002「無人航空機の型式認証等の手続き」2-5-1項及び2-5-2項に準拠する</u>ものとする。なお、検査期間を経過しても検査事務が完了しない場合は、その理由、検査事務の進行状況、処理の見通し等を申請者に説明すること。</p>	<p>15. 検査に要する期間に関する事項</p> <p>登録検査機関における検査事務の履行に係る期間の設定は、登録検査機関の適正な運営を確保するためのものであり、また申請者にとっては、検査事務が完了するまでに要する期間を推測できるものである。</p> <p>なお、検査に所要する期間は国から<u>審査</u>の依頼が到達した日から当該検査事務を処理するまでに要する標準的な期間であり、<u>認証に係る申請者側における検討期間等については含まないもの</u>とする。なお、検査期間を経過しても検査事務が完了しない場合は、その理由、検査事務の進行状況、処理の見通し等を申請者に説明すること。</p>
<p>16. ～19. (略)</p>	<p>16. ～19. (略)</p>
<p>附則（令和4年国空無機第 237269 号）</p> <p><u>1.</u> この<u>要領</u>は、令和4年12月5日から施行する。</p>	<p>附則（令和4年国空無機第 237269 号）</p> <p>この<u>通達</u>は、令和4年12月5日から施行する。</p>

<p><u>附 則（令和6年国空無機第16425号）</u></p> <p><u>1. この要領は、令和6年5月24日から施行する。</u></p> <p><u>2. この要領の施行の際、現に認可を受けている検査事務規程については、改正後の規定にかかわらず、令和6年8月24日までは、なお従前の例によることができる。</u></p>	
<p>本通達に関する質問・意見については、下記に問い合わせること。  国土交通省航空局安全部無人航空機安全課  〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-1-3  電話番号 03-5253-8615</p>	<p>本通達に関する質問・意見については、下記に問い合わせること。  国土交通省航空局安全部無人航空機安全課  〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-1-3  電話番号 03-5253-8615</p>
<p>(様式1)・(様式2) (略)</p>	<p>(様式1)・(様式2) (略)</p>